

令和5年度 菊川市放課後児童クラブ利用案内



この案内には、菊川市放課後児童クラブの利用に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで申請してください。

この案内の放課後児童クラブとは、菊川市が運営する放課後児童クラブのことです。

【募集の概要】

令和5年度（令和5年4月～）の利用を希望する方

◎受付期間（厳守）

令和4年11月1日(火)～11月15日(火) ※土日祝日は除く。

※令和5年5月以降利用希望の申込期限は、8ページを参照してください。

◎受付場所・時間

①初めての利用申込となる児童分

菊川市こども政策課（プラザけやき 菊川市半済1865）

平日：午前8時15分～午後5時 ※期間中の水曜日は午後7時まで

②継続利用申込となる児童分

各放課後児童クラブ 開所時間内

※令和4年度利用している方のみ。一度退所した方、初めて申し込む方はこども政策課にお申込みください。

◎提出書類 ※全ての必要箇所に記入をしてきてください。

①放課後児童クラブ申込書

（放課後児童クラブ家庭調査書、令和5年度放課後児童クラブ入所申請書類確認票を含む。）

②保育を必要とする証明書（就労証明書等）

※就労証明書等は、児童の保護者、75歳未満の同居祖父母及び同一自治会の祖父母分について提出してください。※祖父母以外の親族分は不要です。

※上記該当者分の保育を必要とする証明書が提出されない場合は、申込みできません。

※保護者、75歳未満の祖父母が求職活動中、又は退職予定となる方は申込みできません。

※1 上記期間に受け付けた申込みのうち、利用希望月が4月（4月春休みを含む）利用者分を第1期選考対象として利用調整します。

※2 利用希望月が5月以降の申込みは、利用希望月の2か月前に利用調整を行い、概ね1か月前までに結果通知を送付します。

※3 いずれの時期の申込みも、各児童クラブの受入れ可能人数により待機となる場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

こども未来部 こども政策課 幼保こども園係

住所 〒439-0019 菊川市半済1865番地 電話 0537-37-1131

1 放課後児童クラブの概要

菊川市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、就労等により放課後又は長期休暇時に保護者等が家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

（１）クラブ名と実施予定場所 ※職員の配置状況により定員数まで入所ができない場合があります。

クラブ名	小学校区	実施場所	定員人数※
小笠東小放課後児童クラブ	小笠東小	小学校校舎内	35人
小笠南小放課後児童クラブ	小笠南小	小学校校舎内	28人
小笠北小放課後児童クラブ	小笠北小	小学校校舎内	97人
六郷小放課後児童クラブ	六郷小	小学校校舎内	87人
内田小放課後児童クラブ	内田小	小学校校舎内及び内田保育園跡地	22人
横地小放課後児童クラブ	横地小	小学校校舎内	34人
加茂小放課後児童クラブ	加茂小	小学校隣接地専用施設	84人
堀之内小放課後児童クラブ	堀之内小	小学校敷地内専用施設	100人
河城小放課後児童クラブ	河城小	小学校敷地内専用施設	27人

（２）開所日・時間

	開所日	開所時間	休日
学期中	月曜～金曜	下校時から午後6時まで	土曜日、日曜日
長期休業期間 及び祝日	月曜～金曜	午前7時30分から 午後6時まで	土曜日、日曜日、盆休み、年末年始(12/29～1/3)、4月1日(土日の場合は翌平日)

※祝日は年間を通じて加茂小放課後児童クラブで実施します。※長期休業期間は小学校により異なります。

（３）利用料

区分	利用料	備考
通年利用	月額 6,000円	○授業のある日、長期休業期間の両方を利用する場合
祝日利用加算	月額 1,000円 ※通年利用の月額に加算	○祝日がない月についても、徴収します。 ○保護者が祝日休みの場合、祝日利用はできません。
長期休業のみ 利用	春休み 3,000円 夏休み 9,000円 冬休み 3,000円	○利用が1日以上あった場合は、全額の料金がかかります。 ○令和4年度利用者で継続利用申込のない場合、春休み期間は、令和5年3月31日までとなります。
おやつ代	月額 1,000円	○長期休業のみの利用でもおやつ代がかかります。
ひとり親世帯		○前年度(令和4年度)市民税非課税のひとり親世帯は、利用料(おやつ代を除く)が減免(利用料が半額)の対象となります。利用決定後、減免申請書を配布しますので、こども政策課まで提出してください。

（４）保険について

「一般財団法人 児童健全育成推進財団 児童クラブ共済制度」

入所児童について、市の負担で加入します。

2 入所の基準

下記のいずれにも該当すること。

- ①菊川市立の小学校に在学する1～6年生の児童。
- ②保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当すること。
- ③同居祖父母又は同一自治会在住の祖父母がいる場合は、それぞれ75歳以上（令和5年4月1日現在）であること。なお、75歳未満の場合は保育を必要とする事由のいずれかに該当すること。
- ④保護者が児童クラブ利用料及び保育料等を滞納していないこと。

※滞納が確認された場合、申請書類をお返しいたします。利用料を納めた上で再度お申込みいただくことは可能ですが、再度お申込みいただいた日が受付日となります。

★児童クラブは、仕事等の理由でやむを得ず、放課後に子どもの世話をすることができない家庭を支援する事業です。“友達がいるから”“宿題をさせてくれるから”等の理由での申込みはできません。

【保育を必要とする事由】

事由	保護者の状況
就労	就業形態を問わずに就労している場合 ※ <u>児童クラブの開所時間中に勤務し、就労時間が下記の時間帯を満たすこと</u> （注1） ※夜勤勤務者は、児童クラブ開所時間中に勤務しているものとみなします。 ※求職活動中の方は、就労先が決定してから申し込むことができます。
妊娠・出産	出産前後の期間で、保育を必要とする場合 …(出産予定月の前々月の初日から、出産後8週間経過した日の属する月の末日までの間)…
災害復旧	自然災害等により居宅を失ったりして、復旧に当たっている場合
疾病等	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合
看護・介護	親族を介護や看護する場合 ※ <u>施設入所をしている等、常時家庭での看護、介護の必要がない場合は、申込却下（利用不可）となる場合があります。</u>
就学	大学や職業能力開発校等に通学している場合

（注1）就労時間が下記の時間帯を満たすこと、また、児童クラブ開所時間内に送り迎えができること。

区分	学年	保護者等の就労時間
通年利用	1・2年	平日に週3日（平日に月12日）以上で午後1時から午後6時までの間で2時間以上就労していること
	3年	平日に週3日（平日に月12日）以上で午後1時半から午後6時までの間で2時間以上就労していること
	4・5・6年	平日に週3日（平日に月12日）以上で午後2時から午後6時までの間で2時間以上就労していること
長期休業のみ利用	全学年	平日に週3日（平日に月12日）以上で午前7時30分から午後6時までの間で4時間以上就労していること

3 申込書類

こども政策課(プラザげやき)にて配布しています。市ホームページからもダウンロードが可能です。

- ①放課後児童クラブ申込書
- ②家庭調査書
- ③入所申請書類確認票
- ④保育を必要とする証明書（児童の保護者、75歳未満の同居祖父母及び同一自治会の祖父母分）

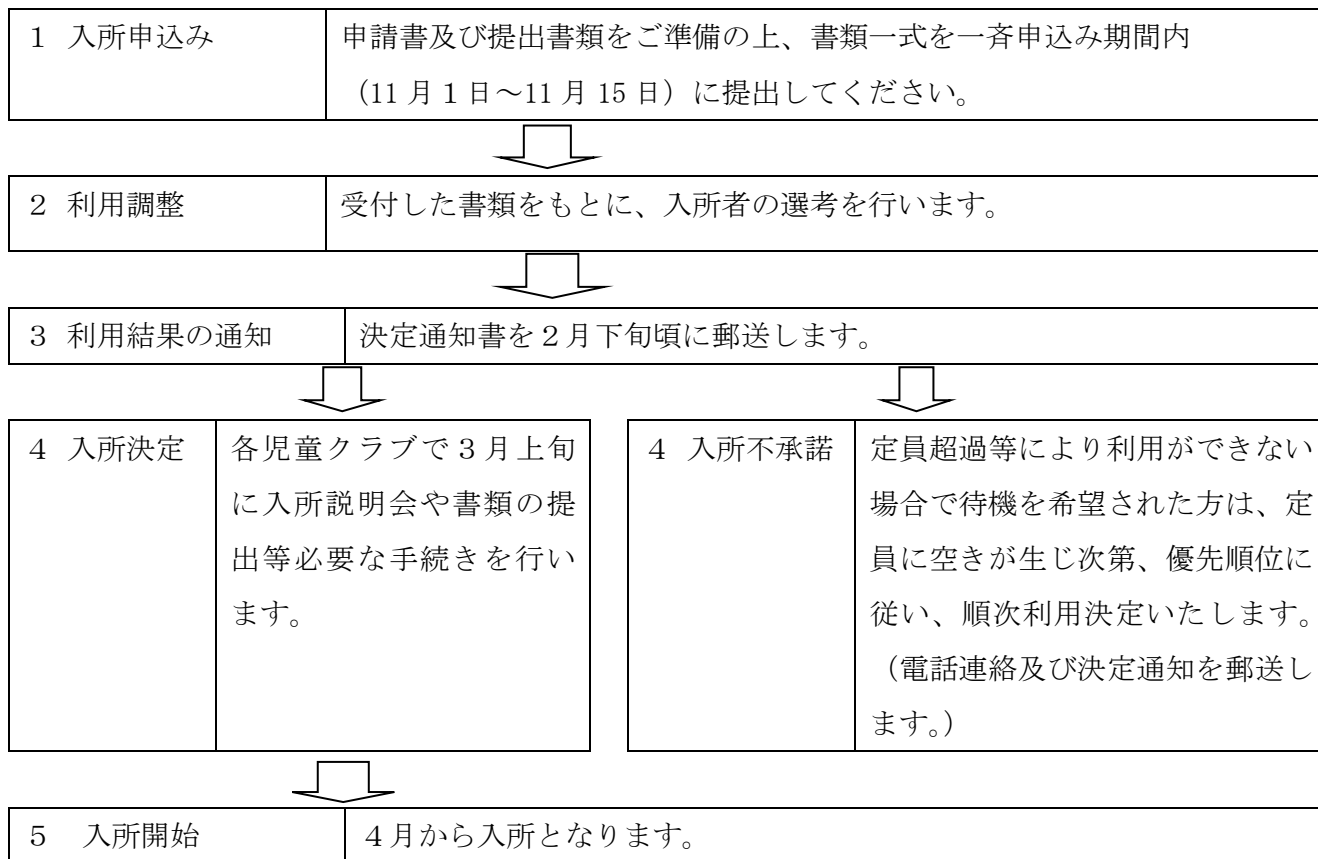
【保育を必要とする証明書】

保育を必要とする理由	保育の必要性を確認する書類（証明書）
家庭外労働 （会社員等）	就労証明書 ※就労先（就労内定先）にて記載・証明をお願いします ※求職活動中の方は就労先が決定してから申し込むことができます。 ※育児休業中の場合は、職場復帰日から利用可能となります。
家庭内労働 （自営業等）	自営業・農業等従事申告書 ＋ 自営・会社経営の証明書の写し（確定申告書1・2表、営業許可証等）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し
災害復旧	罹災証明書
疾病・障がい等	申立書 ＋ 医師の診断書若しくは障害者手帳等
親族の介護等	申立書 ＋ 介護が必要となる証明書の写し （障害者手帳、医師の診断書、ケアプラン等）
就学	申立書 ＋ 在学証明書及びカリキュラム

【申込時の注意事項】

- 受付期間内に申込みされた方を優先します。受付期間後の申込みは、定員に空きがある場合のみ入所できます。
- 令和5年5月以降利用希望の申込期限は、8ページを参照してください。
- 提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。また申込書類に事実と異なる記載があった場合、入所をお断りすることがあります。
- 入所希望児童1名につき、申込書類等は各1枚ずつ提出が必要となります。
保育を必要とする証明書は、きょうだい同時申込（保育所等申込含む。）の場合は、どちらかの児童分はコピーを添付でも大丈夫です。**※ご家庭でコピーをしてきてください。**
- 75歳未満の同居又は同一自治会在住の祖父母についても、必ず「④保育を必要とする証明」を提出してください。
- 年度の途中で育児休業を取得する場合は、産後8週を経過した日の属する月の末日までが利用期間となります。
- お子様の健康状態や障がい等心身の状態を理解することは保育をする上で大変重要です。障がいや食物アレルギーなど、特別な支援が必要な場合や気がかりなことがあれば、必ず「②家庭調査書」にその旨を記載してください。
- 申込時と申込み内容や世帯状況等が変わった場合には、新しい申込書類の提出が必要となりますので申し出てください。（入所後も同様です。）

4 入所までの流れ（例：4月利用希望の場合）



【留意事項】

○利用調整（入所者の選考）について

提出書類をもとに入所審査、選考を行い、菊川市が入所者を決定します。

入所定員に対し、定員を超える申込みがある場合は、家庭状況を鑑み、優先順位を決定していきますが、先に1年生から3年生までを選考し、その後4年生以上を選考します。

※入所希望者が多い場合は、1年生から3年生でも待機となる場合があります。あらかじめご承知ください。

優先度	児童の学年	世帯の状況	労働時間・日数
高い ↑	1年 2年 3年	両親がいない ひとり親 保護者と児童のみ	長い・多い
↓ 低い	4年 5・6年	保育ができる祖父母 が近隣に在住等	短い・少ない

5 児童クラブに関するよくあるご質問

Q1 一斉申込期間中は、早く申込書を提出された方が優先されますか？

A 一斉申込期間中でしたら、どの日に申込書を提出されても同じ扱いとなります。

Q2 申込書の申請者（保護者）は父親・母親どちらにしたらいいですか？

A どちらでもかまいませんが、申請者（保護者）がクラブ利用料の納付義務者となります。

Q3 現在育児休暇中ですが、4月から児童クラブ利用ができますか？

A 保護者が4月から職場復帰する場合は、申込みできます。職場復帰する月が利用希望月となりますので、8ページ目記載の申込み期限を確認し、申込みをしてください。

※下のお子様は保育所待ちとなり、保護者が育児休暇を延長する場合は、児童クラブ利用はできなくなります。

Q4 住民票上は同住所にいるが、実際は別居している祖父母がいる場合、就労証明書の提出は必要ですか？

A 基本として、住民票上同住所に住んでいる75歳未満の祖父母及び同一自治会に住んでいる75歳未満の祖父母については、就労証明書等の提出をお願いしています。

Q5 祖父母が就労していない場合、児童クラブの利用はできませんか？

A 同居又は同一自治会に住む75歳未満の祖父母が就労していない場合、3ページ目に記載している他の保育を必要とする事由（疾病等）に該当しない場合は児童のクラブ利用ができません。民間の類似施設は利用可能となりますので、お問い合わせください。

Q6 祖父母以外の同居親族がいる場合、就労証明書等の提出は必要か？

A 祖父母以外の親族（叔父・叔母など）の就労証明書は提出不要です。

Q7 市内に在住する祖父母はいるが、同一自治会でなければ就労証明書等の提出は不要か？

A 同居又は同一自治会に住む75歳未満の祖父母以外の方の就労証明書等の提出は不要です。

Q8 祖父母が3月末で定年退職する場合、児童クラブ利用はできませんか？

A 同居又は同一自治会に住む75歳未満の祖父母が4月以降、3ページ目に記載している保育を必要とする事由に該当しない場合、児童クラブの利用ができません。

Q9 書類が一斉申込期間中に間に合わない場合はどうしたらいいですか？

※就労証明書が県外本社での記入となり、手元に届くのに時間がかかるなど…

A 特別な理由がない限り、第2期選考（第1期選考で残った枠での調整）になります。

書類は全てそろわないと受理されないため、早めのご準備をお願いします。

Q10 長期休暇時のみ利用したい場合もこの一斉申込期間での申込が必要か？

A 4月春休みを利用する場合は一斉申込期間での申込が必要となります。夏休み以降からの利用を希望される場合は、8ページ目記載の申込み期限をご確認ください。

Q11 保護者や祖父母が求職活動中の場合も申込はできますか？

A 保護者や同居又は同一自治会の75歳未満の祖父母が求職活動中の場合は、申込できません。内定先で就労証明書の証明がされてから申込ください。一斉申込期間を過ぎての提出の場合は、待機となる可能性もあります。

Q12 決定通知はいつ送付されますか？

A 一斉申込期間に申込された方の入所可否の通知は、2月下旬までに送付します。

Q13 5月以降の利用希望の申込書はいつ提出すればいいですか？

A 8ページ目に申込期限を記載していますので、ご確認ください。

Q14 5月以降の利用希望でも一斉申込期間に申込をしてもいいですか？

A 申込可能ですが、入所可否の通知は、8ページ目に記載の日程で送付します。

Q15 児童クラブ入所待機となることはありますか？

A 定員以上の申込があった場合、待機となる場合があります。また、定員数を満たさない申込状況であっても、職員不足等により待機児童が出る場合もあります。

Q16 児童クラブ待機となった場合はどうしたらいいですか？

A 民間の児童クラブ類似施設をご紹介します。また、長期休暇時のみ利用を希望される方には、他の小学校区で定員に余裕のある児童クラブのご紹介もさせていただきます。

Q17 1年生は優先されますか？

A 定員を超える申込があった場合、1年生から3年生までを先に選考し、その後4年生以上の選考をします。1年生から3年生までで定員を超える申込があった場合は、1年生から3年生でも待機となる場合があります。また、選考は学年、保護者等の就労時間等による点数順により優先順位を付けて行います。

Q18 継続利用は優先されますか？

A 継続利用の優先はありません。Q17の回答のように選考を行います。

Q19 申込書提出後、勤務状況（退職したなど）、家族構成等に変更があった場合は、どうしたらいいですか？

A こども政策課に変更の届出をしていただきます。利用決定後に仕事を退職し、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、利用決定の取消となります。

Q20 18時までにお迎えに行けない場合はどうしたらいいですか？

A 18時までにお迎えが来れない場合は利用ができません。必ず18時までにお迎えに来ていただきますようお願いいたします。同居家族以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にクラブに届出をしてください。中学生以下の兄弟等による送り迎えは認めていません。

Q21 放課後デイサービスの申込はどちらになりますか？

A 放課後デイサービスの申込は福祉課（プラザけやき）になります。

6 利用についての注意事項

- 利用ができる児童クラブは児童が在学する小学校の児童クラブとなります。
- 集団生活ですので、きまりを守れない場合や、他の子どもへのいじめや暴力行為がある場合は退所となることがあります。
- 日本語が話せない方は、通訳や日本語を話せる方の同行をお願いすることがあります。
- 児童クラブへの送迎は保護者、家族が行います。開所時間内に必ずお迎えにきてください。また、中学生以下の兄姉によるお迎えはできません。
- 家族がお休みの日は、児童クラブは利用できません。家庭で過ごす時間を大切にしてください。
- 保護者が祝日休み、又は弟妹が保育所等に入所し、祝日家族が保育している場合は、祝日利用できません。
- 利用期間中の一時的な利用中止は、原則認められません。病気等やむを得ない場合は事前に必ず申し出てください。2か月連続して利用を中止する場合は退所となります。
- お子さんの具合が悪くなった場合は連絡しますので、必ずお迎えをお願いします。
- 利用者がいない場合、自然災害や感染症の集団発生等で学校が朝から休校、又は日程を短縮して下校する場合は、閉所や開所時間を短縮することがあります。
- 利用料を2か月以上滞納した場合は退所となります。
- 育児休業中の方は、復職日から児童クラブの利用が可能となりますが、月途中からの利用であっても月額の利用料がかかります。
- 児童が故意に児童クラブの施設や物品を破損した場合は弁償していただきます。

7 令和5年度放課後児童クラブ随時申込受付期間

入所希望月	申込受付締切日	入所可否通知発送予定
令和5年5月	令和5年3月15日（水）	令和5年4月上旬
令和5年6月	令和5年4月17日（月）	令和5年5月上旬
令和5年7月	令和5年5月15日（月）	令和5年6月上旬
長期休暇のみ利用（夏休みから）	令和5年6月15日（木）	令和5年7月上旬
令和5年8月	令和5年6月15日（木）	令和5年7月上旬
令和5年9月	令和5年7月18日（火）	令和5年8月上旬
令和5年10月	令和5年8月15日（火）	令和5年9月上旬
令和5年11月	令和5年9月15日（金）	令和5年10月上旬
令和5年12月	令和5年10月16日（月）	令和5年11月上旬
長期休暇のみ利用（冬休みから）	令和5年11月15日（水）	令和5年12月上旬
令和6年1月	令和5年11月15日（水）	令和5年12月上旬
令和6年2月	令和5年12月15日（金）	令和6年1月上旬
令和6年3月	令和6年1月15日（月）	令和6年2月上旬
長期休暇のみ利用（3月春休みのみ）	令和6年2月15日（木）	令和6年3月上旬

※児童クラブによっては、定員を満たしているため受け入れができないことがあります。